

議案第21号

倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年3月25日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和 5 1 年倉敷市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項第24号中

「 | | | | | ○ | | に改める。

別表第１の注１中「並びに教育企画総務課」を「，教育企画総務課」に改め，「教育施設課全般を担当する参事」の次に「並びに保健体育課及び倉敷中央学校給食共同調理場全般を担当する参事」を加える。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の任免に係る決裁権限を変更することにより、事務の迅速化を図るため並びに人事異動に伴い新たに保健体育課及び倉敷中央学校給食共同調理場全般を担当する参事が配置されるため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新								旧							
○倉敷市教育委員会職務権限規程								○倉敷市教育委員会職務権限規程							
別表第1（第18条，第23条，第26条関係）（事務局共通専決事項）								別表第1（第18条，第23条，第26条関係）（事務局共通専決事項）							
職務権限事項	決裁区分						合議先	職務権限事項	決裁区分						合議先
	教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長			教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長	
2 組織及び人事管理 (24) 会計年度任用職員の任免 (25) 各種法令に基づく任免			○				教育企画総務課長 教育企画総務課長	2 組織及び人事管理 (24) 会計年度任用職員の任免 (25) 各種法令に基づく任免	○						教育企画総務課長 教育企画総務課長
注 1 部長とは，部長，人権教育推進室全般を担当する参事， <u>教育企画総務課及び教育施設課全般を担当する参事並びに保健体育課及び倉敷中央学校給食共同調理場全般を担当する参事</u> をいう。								注 1 部長とは，部長，人権教育推進室全般を担当する参事 <u>並びに教育企画総務課及び教育施設課全般を担当する参事</u> をいう。							